

粟島開発総合センター使用料減免条件一覧表

令和7年4月1日時点

区分	減免の割合
村が主催又は共催する事業で使用するとき。	100分の100
村内の団体に営利を目的としない、会議、会合又は勉強会で使用するとき。	100分の100
災害等により避難のため使用するとき。	100分の100
国又は他の地方公共団体が使用するとき。	100分の50
条例第7条別表第2の施設を使用し、かつ、公益を目的として使用するとき。	100分の50
村内の団体に、会議、会合又は勉強会以外で使用するとき。	100分の50
地域貢献活動の一環として使用するとき。	100分の50
村長が特に認める場合。	村長が相当と認める割合